

「システム全体最適化におけるボランティア関連システムの開発に関する技術支援業務」

(公告日：2017年7月13日／公告番号：国契-17-050) について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達部次長（契約担当）

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	入札説明書 23頁	6. 業務量の目安 総括責任者 (7.0M/M) 、業務従事者 (7.0M/M) を目安とする。	統括責任者は7人月/月、業務従事者も7人月/月という理解でよろしいでしょうか？	統括責任者、業務従事者それぞれ7人月/月を想定していますが、総14人月の範囲内で業務従事者の構成及び業務従事者間の人月の割り振りについて、応札者が技術提案書にて独自に提案することを妨げません。
2	P21	(2) ボランティア関連システムの開発上の各段階における支援 ①過渡期対応について	「要件定義」、「仕様書作成」が対象範囲として記述されていますが、本業務を開始する9月上旬には、これらの作業は完了してしまっているタイミングではないでしょうか？	9月以降も最終確認等の作業を実施する想定です。
3	P22	(2) ボランティア関連システムの開発上の各段階における支援 ②「次期派遣システム」の再検討について	「次期派遣システム」要件定義業者は、いずれのオプションの場合であっても、主体的に全ての領域の要件定義精査を行うのでしょうか？ 具体的には、派遣システムと統合せず、ボランティアシステムだけで修正開発を行うオプションが選択された場合であっても、ボランティアシステム用機能の要件精査は「次期派遣システム」要件定義者の役割であり、本業務受注者は検討状況の確認、助言、提案を行う立場でよいでしょうか？	「次期派遣システム」要件定義業者の現行の契約の範囲等を踏まえると、ご指摘の業務をすべて同業者が行うことは想定していません。ボランティアシステムだけで修正開発を行うオプションが選択された場合は、その具体的な内容に応じて「次期派遣システム」の要件定義の必要な見直しを行う想定であり、その見直しの作業量に応じて、外部委託を含む今後の対応を検討する予定です。
4	P22	同上	上記の認識が異なり、統合しないオプションが選択された場合には、本業務受注者が主体的にボランティアシステム用機能の要件精査を行う必要があるということであれば、工数が大幅に増加する可能性があることとなります。そのオプションが選択された場合は、契約変更手続を行った上で対応する、という理解でよいでしょうか？	基本的には、本業務受注者が主体的に要件精査を行うことは想定していません。青年海外協力隊事務局の担当者が行う要件定義等の作業に対しては、本受注者が助言や提案等の支援を行うことを想定しています。

通番	該当頁	項目	質問	回答
5	P23	5. 実施体制	「業務従事者の構成は別途提案できることとする」という記述がある一方で、資格要件が具体的に記載されています。本業務遂行に必要な業務経験・資格要件も含めて提案できる、という理解でよいでしょうか？	本業務遂行に必要な資格要件も含めて提案することを妨げません。
6	P23	同上	上記の質問への回答が、資格要件の遵守は必要である、ということである場合、仕様書に記載されている資格要件は必ずしも妥当ではないと考えます。経験年数が一定値を超えれば、経験したプロジェクトの数や内容が重要であり、経験年数の長さはさほど意味を持たないと考えます。20年以上の業務経験というのは、過度に業者や要員の制限をかけるだけでデメリットの方が大きいと考えますので、10年以上程度への見直しを検討いただけますでしょうか？あるいは、提案書提出前に、個別に要員計画資料等を提出して事前判断をいただくことはできますでしょうか？	本業務においては、多数の関係者や関係システムとの調整、短期間に検討・提案を要する業務が含まれるといった業務内容に鑑み、経験年数を設定しています。ただし、経験年数を満たしていない業務従事者でも、過去の業務経験等を鑑みて十分に本業務を遂行可能と認められる場合は、本入札への競争参加を妨げません。また、入札説明書5. 実施体制の「(2) 資格要件」を「(2) 業務従事者に期待する業務経験(目安)」に訂正いたします。
7	共通	共通	全ての業務内容が、「助言・提案等を行う」となっており、業務の履行基準が非常にあいまいです。履行基準やより具体的な期待内容をお示しいただけますよう、お願いします。	本業務は、青年海外協力隊事務局の担当者が行う各種業務への支援業務であることから、「助言・提案等を行う」としてあります。本業務に期待されるレベル等については、入札説明書に示した業務の内容のほか、実施体制、業務量の目安、参考資料など関連情報をふまえ、ご提案をお願いします。
8	P. 27	社の経験・能力等の類似業務実績(様式1(その2))の件数	P. 27には3件以内、P. 29には5件までと記載があります。どちらが正しいでしょうか。	P. 27に記載のとおり、技術提案書では類似業務の実績を最大10件まで記載いただき、その中から特に当該業務に類似すると思われる実績を3件以内で記載していただくことを想定しています。つきましては、P. 29評価項目一覧表の1. 社の経験・能力等(1)業務経験の具体的評価基準について「実績(最大5件まで)」を「実績(最大10件まで、特に当該業務に類似する業務を3件まで)」に訂正します。
9	P. 28	業務従事者の経験・能力等の類似業務実績(様式2(その3))の件数	P. 28には3件まで、P. 29には5件までと記載があります。どちらが正しいでしょうか。	P. 29評価項目一覧表の3. 業務従事者の経験・能力等①類似業務の経験の具体的評価基準について、「実績(最大5件まで)」を「実績(最大3件まで)」に訂正します。

以上